

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議をはじめます。

本日は、大島委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第190回個人情報保護委員会を開会いたします。

まず初めに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、10月22日に開催した第189回個人情報保護委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○西中総務課長 第189回個人情報保護委員会の報告をいたします。

議題は「監視監督について」です。当該議題について、事務局から御説明を行い、原案のとおり御了承いただきました。

報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は3つでございます。

議題1「令和3年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「令和3年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」御説明いたします。

資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料となっております。本日は、資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜、資料1-2の関係箇所を御参照いただければと思います。

資料1-1の概要資料は資料1-2の本体資料の内容について、大きく5つの項目に取りまとめています。まず、資料の1ページ目を御覧ください。

1つ目の項目は「個人情報保護法等に関する事務」でございます。まず、左上の「①令和2年改正法の円滑な施行に向けた取組」についてですが、昨年6月に公布された、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる令和2年改正法の施行に向け、各種ガイドライン等の改正、策定を行い、8月に公表しました。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&Aの更新を行い、9月に公表しました。

加えて、事業者等に対して随時説明会等を実施し、周知、広報に取り組みました。

次に、左下の「②個人情報保護制度の一元化」についてですが、今年5月に公布された、個人情報保護法の一部改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる令和3年改正法の施行に向け、令和4年4月1日施行予定の国の行政機関及び独立行政法人等が対象となる改正部分に係る、政令案、規則案及びガイドライン案の取りまとめを行い、9月に公表しました。

次に、右上の「③個人情報保護法等に基づく監督等」についてですが、個人データの漏

えい等事案の報告の受付517件をはじめ、記載のと通りの件数を実施するとともに、個別の事案として、LINE株式会社に対して指導を行いました。

最後に、右下の「④個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等」についてですが、昨年度より設置しているPPCビジネスサポートデスクにおいて、事業者が新たに予定しているビジネスにおける個人データの取扱いなどについて、幅広い業種からの相談に応じました。また、民間の自主的取組の推進に資するため、「PIAの取組の促進についてーPIAの意義と実施手順に沿った留意点についてー」を7月に公表しました。

続きまして、2つ目の項目は「マイナンバー法に関する事務」でございます。

まず、左側の「①マイナンバー法に基づく監督等」についてですが、令和2年及び令和3年のマイナンバー法改正を踏まえて、各種マイナンバーガイドラインの改正を行い、8月に公表しました。

加えて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等に関するQ&Aの更新を行い、9月に更新しました。

また、監督等について、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付92件をはじめ、記載のと通りの件数を実施しました。

次に、右上の「②特定個人情報保護評価」についてですが、行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で、6件を承認しました。

最後に、右下の「③独自利用事務の情報連携」についてですが、地方公共団体から届出を受け付け、令和4年2月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は、1,239の地方公共団体からの8,957件となる見込みです。

続きまして、2ページ目に移ります。

3つ目の項目は「国際協力」でございます。

まず、左側の「①信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進」についてですが、委員会事務局と欧州関係機関及び米国関係機関との間で、それぞれ二者間又は多国間による対話を実施し、個人情報保護に関する主要な動向を踏まえた個別論点や、今後の進め方等について具体的な検討を行いました。

次に、右上の「②国際会議への参加」についてですが、記載のような国際会議に参加し、令和3年改正法の概要や信頼性のある自由なデータ流通の推進に向けた委員会の取組などについて発表を行いました。

最後に、右下の「③地域別対話」についてですが、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みのレビューに関する作業を行いました。

また、英国との間では、英国のデータ保護機関である情報コミッショナーオフィス（ICO）との間で連携を強化しつつ、英国のEU離脱に伴い継続した24条国指定に係るレビューに関する作業を実施しました。加えて、APEC CBPRシステムについて、国内外に対して周知を行いました。

続きまして、4つ目の項目は「新型コロナウイルス感染症に係る対応」でございます。

令和2年度に引き続き、委員会ウェブサイトにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱い等に関する情報の周知を行いました。

最後に、5つ目の項目は「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。

まず、「①相談受付等」についてですが、個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付8,665件や、個人情報の取扱いに関するあっせん申出受付18件など、記載のとおり件数を受け付けました。

次に、「②広報・啓発」についてですが、事業者をはじめ、国民に幅広く適切に個人情報保護制度を周知するため、オンラインの説明会等を含め、事業者団体主催の研修会等への講師派遣を行いました。また、小学生を対象として、個人情報保護の大切さを伝える出前授業を行いました。加えて、令和3年6月より委員会の公式SNSの運用を開始し、委員会の活動情報等を積極的に発信しました。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員。

○浅井委員 ただいま御説明いただきました上半期の活動実績を振り返りますと、特に令和2年改正法及び令和3年改正法の施行準備について、着実に進んでいると思います。

これらの改正は、多様な主体の活動に影響するため、委員会の体制整備、ガイドラインなどの作成、改正法の周知・広報など、円滑な施行に必要な準備を引き続き着実に進めていくことが必要であると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、梶田委員。

○梶田委員 令和3年改正法は公的部門における個人情報の取扱いを委員会が所管することとなり、一元的に国民から個人情報保護制度や個人情報の取扱いについての相談、苦情などを受け付けることとなります。

委員会を身近な存在として感じていただけるよう、委員会の認知度や活動に対する理解を高めることも意識しながら、広報活動に取り組むことが重要と考えています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。今お二方の委員から御意見を賜りましたとおりでございまして、令和3年度の上半期は、まずは令和2年改正法を踏まえたガイドラインの改正・公表、Q&Aの更新などがあり、同時に令和3年改正法の成立・公布を受けて、個人情報保護制度の一元化の取組がスタートし、さらに、監督措置については、LINE株式会社に対する指導事案などがございま

して、上半期の活動を通じて、当委員会に対する国民からの期待の高まりを感じているところでもあります。

委員会としましては、令和4年度以降は新しいステージに進むこととなりますが、個人の権利利益を保護するために、個人情報の適正な取扱いを確保するという委員会の責務を果たすことを通じて、国民に信頼される委員会を目指して、下半期もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、特段修正の御意見がないようでしたので、原案のとおり決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定し、公表いたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和3年改正個人情報保護法 公的部門ガイドライン案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「令和3年改正個人情報保護法 公的部門ガイドライン案について」、御説明を申し上げます。

なお、本日御説明を申し上げる公的部門ガイドライン案は、後ほど御説明申し上げるとおり、令和3年改正個人情報保護法のうち、デジタル社会形成整備法50条改正部分に係るものでありまして、国の行政機関及び独立行政法人等を対象とするものになります。

本ガイドライン案の検討の前提となる整備法50条改正に係る政令及び規則につきましては、先月22日の第185回個人情報保護委員会において、意見募集結果について御審議いただいた後、政令につきましては、今月26日に閣議決定されまして、本日公布されたところがあります。また、規則につきましても本日公表されたところですので、まず、その点について御報告申し上げます。

それでは、資料2-1「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の策定（案）」、資料2-2「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）」につきまして、御説明させていただきます。

まず、資料2-1の1ページ目を御覧いただければと思います。ここでは、今回お諮りするガイドライン案の策定の目的、大きな方針や構成をお示ししております。

本ガイドラインは、デジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正のうち、令和4年4月1日から施行される整備法50条改正に係る部分である、国の行政機関、独立行政法人等に適用される規律につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として制定するものであります。各行政機関等の情報マネジメントを担う幹部職員において、法の定める規律を十分に理解していただくことを目的としております。

なお、個別の事務処理を担う職員に向けましては、別途「事務対応ガイド」や「Q&A」等の資料の作成・公表を予定しております。その資料において、各規律に関する個別の当てはめや手続の詳細についてお示ししていく予定でございます。

次に、本ガイドラインの主な適用対象ですけれども、整備法50条による改正後の個人情

報保護法における「行政機関等」に含まれる国の行政機関及び「独立行政法人等」が対象となります。

なお、令和5年春に施行予定の整備法51条による改正後の個人情報保護法における「行政機関等」に含まれることとなる地方公共団体及び地方独立行政法人につきましては、令和5年春の改正法の完全施行に向けまして、各地方公共団体における施行に向けた準備期間を十分に確保すべく、令和4年の春頃に本ガイドラインを改正・公表することを予定しております。

また、本ガイドラインの構成としましては、資料に記載させていただいたとおり、全10章になりまして、基本的に改正法の条文の並びに従って説明するものとなっております。

次に、資料2-1の2ページ目を御覧いただければと思います。

ここでは、本ガイドラインの内容について、概要を記載させていただいておりますが、ここからは、特に内容を御確認していただきたい部分について、資料2-2のガイドライン案のページ数もお示ししながら、併せて御説明させていただければと思います。具体的な記載内容は資料2-2の該当ページを御覧いただければと思います。

まず、資料2-2の1ページ目において、本ガイドラインの目的を記載しております。本ガイドラインにおいて「しなければならない」及び「してはならない」と記載している事項につきましては、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある旨を明記しております。

個別事案への対応に当たりましては、事務対応ガイド等、委員会が示す他の資料も併せて参照すべきことをお示ししております。

次に、資料2-2の2ページ目を御覧いただければと思います。

ここでは、本ガイドラインの適用対象は「行政機関等」である国の「行政機関」、「独立行政法人等」に加えて、これらの機関、法人から個人情報の取扱いの委託を受ける者も含まれる旨を明記しております。

その上で、法の別表第2に掲げる法人、独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営の業務につきましては、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱事業者に係る規律である法の第4章が適用され、その部分については本ガイドラインではなく、民間部門のガイドラインを参照する必要がある点を明記しております。

また、規律移行法人に関する法の適用関係につきましては、資料2-2の9ページから10ページにおいても詳細を説明しているところでございます。

次に、資料2-2の3ページ目を御覧いただければと思います。

ここでは、法の目的について説明しております。令和3年改正により新たに法の適用対象となる行政機関等におきましては、令和3年改正による個人情報保護制度の法体系の構造転換の目的や趣旨及び期待される効果等を十分に理解していただくことが、適切な運用及び事務のために必要であることから、1章を設けて、法の目的について詳しく説明しております。

次に、資料2-2の19ページを御覧いただければと思います。

ここでは、改正法第66条において定められている行政機関等が講じるべき安全管理措置について説明しております。

構成としましては、(1)の部分で、行政機関等が講じるべき安全管理措置について、(2)の部分で、行政機関等から委託を受けた者等にも行政機関等の講じるべき安全管理措置の規定が準用されることについて説明しております。

まず、5-3-1、(1)の2つ目のパラグラフにおきまして、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や取り扱う保有個人情報の性質上、漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等について、特に安全管理措置を確実に講じる必要があることを示しております。このような行政機関等は、適正な個人情報の取扱いについて国民の強い要請と関心が寄せられているところでもありますので、個人の権利保護及び行政機関等への信頼性確保の観点から、安全管理措置の確保がとりわけ重要であると考えられることを踏まえたものになります。

次に、昨今は多くの個人情報がネット環境においてデータとして管理されていることが想定されることから、同パラグラフの最後の段落におきまして、安全管理措置を講じるに当たってはサイバーセキュリティの確保も重要であり、そのためにはサイバーセキュリティ基本法に基づく基準等を参考にする必要がある旨について説明しております。

次のパラグラフにおきましては、行政機関等が個人情報の取扱いを委託する場合において、行政機関等が講じるべき安全管理措置の内容を説明しております。

昨今、委託先における個人情報の漏えい事案が発生していることも踏まえまして、外部委託を行う場合においてもセキュリティ対策に関する基準を作成したり、委託契約において必要な条項を盛り込んだり、委託先への定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な処置を講じる必要がある旨を説明することと併せて、委託先が個人情報について不適切な取扱いを行った場合であって、委託元の行政機関等が委託先に必要かつ適切な監督を行っていないような場合におきましては、委託元である行政機関等が法違反と判断され、指導、助言、勧告等を受ける可能性がある旨を明示しております。

次に、(2)におきまして、行政機関等の安全管理措置に関する規定が準用され、行政機関等と同様に安全管理措置を講じなければならない委託先に関して、行政機関等から委託を受けた事業者や再委託先の事業者が国内で個人情報を取り扱う場合に限らず、海外で個人情報を取り扱う場合であっても、改正法第66条2項の適用を受けることとなるため、同条に基づき、安全管理措置を講じる義務がある旨を明示しております。

次に、23ページを御覧いただければと思います。

ここでは、漏えい等が発覚した場合の委員会への報告義務について説明しておりますが、委員会による監視の端緒となり得る事案をいち早く認識し、行政機関等への適切な監視を実現するために、法の規定に基づく報告の対象とならない事案でありましても、公表を行う漏えい等が発生した場合など、国民の不安を招きかねない事案が発生した場合には、行

政機関等は事案の内容等について速やかに委員会に情報提供を行うことが望ましい旨を説明しております。

そのほか、個人情報の取扱いに関する規定を説明している第5章におきましては、不適正利用及び取得の禁止、正確性の確保、利用目的外の目的のための外国にある第三者への提供、個人関連情報の取扱いについてなど、令和2年法改正などを踏まえて、従来の行政機関個人情報保護法などから新たに追加された規律について説明をしております。

30ページからは、個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿に関する規律について、また、35ページからは、開示、訂正及び利用停止に関する規律について説明しており、これらの規律につきましては、基本的に行政機関個人情報保護法における解釈を踏襲しているところでございます。

52ページからは、行政機関等匿名加工情報を含む匿名加工情報の取扱いについて規定をしております。行政機関等匿名加工情報に関する規定は、行政機関個人情報保護法における同様の概念を示す「行政機関非識別加工情報」についての解釈を踏襲しておりますが、改正法において新たに設けられた行政機関等匿名加工情報に該当しない匿名加工情報の取扱いに関しては、57ページ以降で説明をしております。

60ページ以降におきましては、委員会による行政機関等に対する監視等について記述をしております。この中では、改正法に基づき委員会が行使することができる権限について説明をしているほか、10-3の項目において、改正法第162条に基づき、委員会が行政機関の長等に対して、法の施行状況について報告を求めることができ、また、各行政機関等においては、委員会に対して必要な情報を正確に報告することが求められる旨を示しております。

以上がガイドライン案の内容の御説明となります。

最後に、資料2-1のスライドの3ページを御覧いただければと思います。

本ガイドライン案につきましては、御了承いただきました後は、本日より意見募集を実施した上で、年明けまでの公表を目指しており、また、その際には「事務対応ガイド」及び「Q&A」についても公表することを予定しております。

また、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して適用されるデジタル社会形成整備法第51条の改正に係るガイドラインにつきましては、政令及び規則と併せて、令和4年4月までに改正する形で公表することを予定しております。

なお、本ガイドライン案の改正に当たりましては、引き続き地方公共団体等関係各所と十分な意見交換を行いながら進めていく予定でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

藤原委員。

○藤原委員 本日は整備法50条の規定による改正に基づく令和4年春施行の法律について、

公的部門に係るガイドラインが示されたわけです。

内容的には、特にサイバーセキュリティの観点や委託先の監督について問題意識が明確に示されていること、さらに、漏えい等について、行政機関等から委員会への情報提供も求めていることなど、結構な内容だと思います。

改正法の施行後、委員会として、行政機関等における個人情報の取扱いについても一元的に制度を所管することになるわけですが、新たな個人情報保護法が国民の権利利益の保護に資するものになるという観点からは、最後にも説明があったパブリックコメントで提出される御意見についてしっかりと対応していく必要があるのではないかと思います。世間の関心の高いところですので、多様な意見が示されることを期待しているわけですが、その点について事務局においては対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、中村委員。

○中村委員 今回のガイドライン案は、主に国の行政機関や独立行政法人等を対象にするものですが、再来年春の改正個人情報保護法の地方部分の施行に向けて、来年の4月までにガイドラインの改正が行われる見込みであることも、説明の中で示されました。

私からは、この地方公共団体等を対象にしたガイドラインの作成に関連してコメントを述べたいと思います。

5月の改正法成立直後から、当委員会事務局はガイドライン作成に向けて、総務省自治行政局とも連携を図りながら、9回にわたって説明会を開催するなど、地方公共団体と積極的にコミュニケーションを取ってまいりました。担当職員には、自治体勤務経験者も複数おります。委員会として、地方公共団体とコミュニケーションを取る際には、施行準備を担当する地方公共団体の皆様に、新たな制度に対する理解を深めていただくために、丁寧な説明に努めるとともに、地方の実情にも耳を傾けてまいりました。

今後も引き続き、地方の実情もしっかり踏まえながら、ガイドライン作成の作業を進めていくことが肝要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、高村委員。

○高村委員 独立行政法人等のうち、令和3年改正法の別表第2に掲げる法人などの個人情報取扱事業者等に関する改正法第4章の規定が適用される法人などについては、今回のガイドライン案に加えて、本日公表された民間部門のガイドラインも参照しながら、個人情報の適切な取扱いを確保していただく必要があります。

また、これらの法人などにおいて個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、委員会としても引き続き必要な情報を分かりやすく提供していくことなどが必要と考えます。

以上です。



○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はございますか。よろしいでしょうか。

今3人の委員から御意見をいただきましたが、特には修正の御意見がないようですので、本案で意見公募手続を実施したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の手続を進めてください。

委員会として、この案について広い範囲のご意見にしっかり耳を傾けることは非常に重要であると承知しておりますので、多くの方々から御意見をいただけることを期待しております。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「LINE株式会社における改善状況の概要及び同社等に対する対応方針」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「LINE株式会社における改善状況の概要及び同社等に対する対応方針」について御報告させていただきます。

時間の都合上、報告書の内容を適宜省略させていただきます。LINE株式会社のことを「L社」と呼ばさせていただきます。

第一に、従前の経緯といたしまして、当委員会は令和3年4月23日、L社に対し個人情報保護法第40条第1項による立入検査の中間結果に基づき指導を行い、以後検査を継続するとともに月次の改善状況報告を求めてまいりました。

(内容については非公表)

第三といたしまして、本件指導に対する改善状況について報告いたします。こちらのもこの一覧表をもって報告させていただきます。

まず、右側の改善策の実施状況について報告させていただきます。一番上の項目ですが、こちらはアクセス権限の管理でございます。既に実施済みのものを上から順に申し上げますが、委託先に個人データへのアクセス権限を付与する場合、L社のセキュリティ部門がシステムごとに権限管理者を任命し、権限管理者がアクセス権限付与等を承認するとともに、事後検証可能な承認手続の記録を保存しております。

そして、その権限管理者はL社の定めたガイドラインに従いまして、個人データへのアクセスを伴わない代替手段の有無を検討した上で、業務上必要な範囲に限り、アクセス権限を付与するなどの手続を定めております。

資料の提出を受けて確認したところ、実際の運用においても業務との関連性がないことを理由にアクセス権限の申請を却下しているという事例もございます。また、LMPサーバの保守等をする場面におきましても、緊急対応に必要な都度権限を3日間、サーバ構築等に必要な常時権限を90日間と区分して、従前は無制限にアクセス権限を付与していたのを変えまして、作業時間に応じた権限を付与するシステムを構築し、システム運用を開始しております。

実施未了分が2点ございまして、1点目が権限管理者にアクセス権限の棚卸しを義務づ

け、アクセス権限が不適切だった場合には、L社のセキュリティ部門が是正措置を講じるというものです。こちらは来年3月までに実施を見込んでおります。

2点目が、LMPなどの機微な個人情報にアクセス可能な権限のログインにつきましては、多要素認証を導入するものです。従前はID、パスワード等の知識情報のみを用いておりましたが、こちらを改善するものでありまして、本年12月までに実施が見込まれております。

続いて、こちらは詳細なログを保存するという場面のものでございます。

1つ目が、不正行為、具体的には業務上不要な特定利用者の通報メッセージの閲覧等を事後検証するため、LMPの検索等の操作の分類、期間の指定やユーザID等の検索条件、そして検索結果等の詳細なログを保存するというように変更しております。

そして、ログのモニタリングの担当部署を設置しまして、不審なログが検出された場合には、担当部署がログの分析及び操作者へのヒアリング等の調査をすることにより、適時に不正行為を検知するとともに、モニタリングの運用状況をCISOにも定期報告するというものがございまして、実際の運用場面については目視での定期報告で確認しております。

続いて、2番目でございますが、こちらは委託先への定期的な監査等の文脈です。

1点目、実施済みのものは、機微な個人情報の取扱いを委託する企業に年次の実地監査を実施し、その他の委託先からは外部委託先管理基準等に基づく年次報告を受け、L社においてその監査や報告内容を評価し、必要な是正措置を講じるものでございます。

実施未了のものとしたしましては、L社自身、委託先企業16社に対しての実地監査を既に開始しておりまして、その結果に基づいて必要な是正措置を講じるものでございます。こちらは来年の3月までに実施を見込んでおります。

3番目は、通報文言の誤表示が放置されていたという問題でございます。これにつきましては実施済みのものが2点ございまして、1点目として、利用者が選択した有害メッセージ及び前後9件のメッセージも送信されることを明確にした通知文言に修正しました。

2点目は、通報文言の誤表示を検知するため、通報機能企画の担当者を設置しまして、文言改訂時の確認や定期点検を実施するものでございます。

1つ離れた4番目の行は、最初に申しあげました追加7件のアクセスが発見された件につきまして、改善策が2点講じられているものを記載しております。

以上が改善状況等についての内容でございまして、こちらについても現状において特段不十分と見られる点はなく、実施未了のものにつきましても、実施完了時期が見込まれている状況でございます。

(内容については非公表)

最後に、対応方針について報告させていただきます。

今般、L社の個人情報の取扱いに関して必要な検査が完了いたしまして、本件指導に対する改善策の実施又は今後の確実な実施が確認されたことから、L社及びZ社に対する立

入検査を終了しまして、両者に対して検査結果を通知することといたします。これに伴い、L社に求めていた月次の改善報告は不要として、実施未了の改善策につきましては、その完了予定時期であります来年3月末日を期限として、改善策の実施状況の報告を求めることといたしたいと思っております。

(内容については非公表)

続きまして、本件につきましの改善状況の内容及び対応方針につきましては、当委員会のホームページに、今表示しております別紙公表資料の案を掲載することによりまして、対外公表することとしたいと考えております。公表資料におきましては、先ほど報告させていただきました改善状況の一覧が記載されております。そして表の上に2つ●がございますが、こちらは対応方針を記載したものでございます。

1つ目の●が、「今般、LINE社等に対する必要な検査が終了したことから、立入検査を終了する」、2つ目の●が、「改善策の実施又は確実な実施が確認されたことから、月次の改善報告を不要とする。実施未了の改善策につき、令和4年3月末日を期限として実施状況の報告を求める」、このように記載してございます。

報告は以上となります。

○丹野委員長 報告ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

現時点で必要と思われる範囲での詳細な調査が行われておりまして、また、LINE株式会社においては当委員会の指導に沿った改善策を運営、実施されているということで、この立入検査を終了することは適切であると思っております。

ただ、LINE株式会社は公共的なインフラのような性格を持っておりまして、かつ、秘匿性の高い多数の個人データを取り扱う事業者であり、高い水準の安全管理措置を講じることが望ましく、社会からも高い関心が寄せられているため、今後とも、この委員会としても、必要な場合に機動的な対応をすることが必要だと思っております。

また、この表にもありますけれども、改善策が実施未了である委託先の監査等については、来年3月末を期限として実施状況の報告を受け、最後までフォローアップをする必要があると思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はございますか。よろしいでしょうか。

ただいま小川委員から貴重な御意見を賜りましたが、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり進めます。事務局においては所要の手続を進めてください。

なお、本議題は事案の社会的な影響を勘案して、公表可能な範囲で公表することとしたいと思います。資料については、先ほど御説明がありましたように、配布の公表資料を公表し、それ以外の資料を非公表としたいと思います。この取扱いをしたいと思いたすけれども、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料につきましては、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。